

## 徳島市建設工事請負業者選定要綱

(平成7年5月29日告示第86号)

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和61年告示第121号。以下「審査要綱」という。)に基づき、徳島市が発注する建設工事の競争入札及び随意契約について、請負業者(以下「業者」という。)等を公正かつ適切に選定するために必要な事項を定めるものとする。

(業者の資格)

第2条 業者の資格は、審査要綱第5条または同要綱第6条の2の規定により、等級別格付けされた者とする。ただし、随意契約による場合で、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(格 付 け)

第3条 業者の格付けは、審査要綱第5条の規定により、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の2第1項の規定に基づく経営事項審査の結果、算定された客観的要素(経営規模、経営状況、その他の評価項目)による総合数値及びこの要綱による特別要素による総合数値の合計(以下「最終数値」という。)により、別表第1に掲げるとおり区分する。

2 前項に規定する特別要素は、次の各号に掲げる項目とする。

- (1) 審査基準日(審査要綱第5条第2項に定める日(審査要綱第5条第3項の規定による格付けを行う場合は、同項に定める日)をいう。以下同じ。)の属する年度の前々年度以前5箇年間における工事種別ごとの工事成績
- (2) 審査基準日の属する年度の前年度における優良工事表彰
- (3) 経営審査基準日における技術者の雇用状況
- (4) 経営審査基準日における完成工事高の状況
- (5) 指名停止及び指名排除の状況
- (6) 経営審査基準日における建設業従事職員数
- (7) 工事成績による加減点
- (8) アドプト事業の参加状況
- (9) 防災協定の締結状況

3 第1項の格付けを行った場合は、その格付けを業者に通知するものとする。

4 審査要綱第6条の2の規定による格付けの変更を行う場合は、第1項から第3項までの規定を準用する。

(格付けの有効期間)

第4条 等級別格付けの有効期間は、審査要綱第6条第1項に定める期間(審査要綱第5条

第3項の規定により格付けされた場合は、審査要綱第6条第2項に定める期間)とする。

- 2 審査要綱第6条の2第1項の規定による格付けの変更を行う場合の有効期間は、前項の規定にかかわらず、前項の期間の残存期間とする。

(標準発注金額)

第5条 建設工事の等級別標準発注金額は、特別な技術を要する工事であること等特に理由があると認められる場合を除き、別表第2のとおりとする。

(業者等の選定)

第6条 一般競争入札について、当該建設工事の標準発注金額、工事経歴等を考慮して入札参加資格の選定をするものとする。

- 2 指名競争入札について、当該建設工事の標準発注金額に対応する等級の資格を有する者のうちから地理的条件、工事経歴、工事成績、信用度等を考慮して入札参加業者の選定をするものとする。ただし、必要がある場合には、直近上位及び直近下位の等級の資格を有する業者から選定することができる。

- 3 前項の規定によるもののほか、上位2等級の資格を有する業者のうち優良業者及び下位2等級の資格を有する業者のうち工事成績が特に良好と認められる業者のうちからも選定することができる。

- 4 徳島市建設工事等に係る業者選定審査委員会規則（昭和60年5月1日規則第100号）第2条に規定する建設工事に係る一般競争入札参加資格及び指名競争入札参加業者の選定については、徳島市建設工事等に係る業者選定審査委員会の審議に諮るものとする。

(業者選定等の特例)

第7条 工事で緊急を要するとき、特殊技術を要するとき、随意契約理由その他特別の理由があるときは、前条の規定にかかわらず、業者等を選定することができる。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の選定要綱は、施行期日以降に格付けする業者、公告する建設工事並びに建設工事に関する調査、測量及び設計業務（以下「建設工事等」という。）に係る一般競争入札及び指名通知する建設工事等に係る指名競争入札から適用し、施行期日前に格付けした業者、公告した建設工事等に係る一般競争入札及び指名通知した建設工事等に係る指名競争入札については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表第 1 （第 3 条関係）

（土木一式工事）

| 等級  | 最終数値                   | 完成工事高条件       |
|-----|------------------------|---------------|
| 特 A | 9 6 3 以上               | 8， 0 0 0 万円以上 |
| A   | 7 3 2 以上      9 6 2 以下 | 5， 0 0 0 万円以上 |
| B   | 5 0 6 以上      7 3 1 以下 | 2， 0 0 0 万円以上 |
| C   | 4 6 9 以上      5 0 5 以下 | 5 0 0 万円以上    |
| D   | 4 6 8 以下               | 5 0 0 万円未満    |

（建築一式工事）

| 等級  | 最終数値                   | 完成工事高条件         |
|-----|------------------------|-----------------|
| 特 A | 8 4 3 以上               | 1 5， 0 0 0 万円以上 |
| A   | 7 3 7 以上      8 4 2 以下 | 7， 0 0 0 万円以上   |
| B   | 6 7 2 以上      7 3 6 以下 | 2， 5 0 0 万円以上   |
| C   | 6 7 1 以下               | 2， 5 0 0 万円未満   |

（とび・土工・コンクリート工事）

| 等級  | 最終数値                   | 完成工事高条件       |
|-----|------------------------|---------------|
| 特 A | 9 6 3 以上               | 8， 0 0 0 万円以上 |
| A   | 7 3 2 以上      9 6 2 以下 | 5， 0 0 0 万円以上 |
| B   | 5 0 6 以上      7 3 1 以下 | 2， 0 0 0 万円以上 |
| C   | 4 6 9 以上      5 0 5 以下 | 5 0 0 万円以上    |
| D   | 4 6 8 以下               | 5 0 0 万円未満    |

（電気工事）

| 等級 | 最終数値                   | 完成工事高条件       |
|----|------------------------|---------------|
| A  | 8 9 0 以上               | 3， 0 0 0 万円以上 |
| B  | 7 8 0 以上      8 8 9 以下 | 1， 0 0 0 万円以上 |
| C  | 7 7 9 以下               | 1， 0 0 0 万円未満 |

(管工事)

| 等級 | 最終数値                   | 完成工事高条件       |
|----|------------------------|---------------|
| A  | 7 8 0 以上               | 3, 0 0 0 万円以上 |
| B  | 7 1 0 以上      7 7 9 以下 | 1, 0 0 0 万円以上 |
| C  | 7 0 9 以下               | 1, 0 0 0 万円未満 |

(鋼構造物工事)

| 等級 | 最終数値                   | 完成工事高条件       |
|----|------------------------|---------------|
| A  | 9 8 0 以上               | 5, 0 0 0 万円以上 |
| B  | 8 0 0 以上      9 7 9 以下 | 1, 5 0 0 万円以上 |
| C  | 7 9 9 以下               | 1, 5 0 0 万円未満 |

(ほ装工事)

| 等級 | 最終数値                   | 完成工事高条件       |
|----|------------------------|---------------|
| A  | 8 5 0 以上               | 1, 0 0 0 万円以上 |
| B  | 7 5 0 以上      8 4 9 以下 | 5 0 0 万円以上    |
| C  | 7 4 9 以下               | 5 0 0 万円未満    |

(しゅんせつ工事)

| 等級 | 最終数値                   | 完成工事高条件 |
|----|------------------------|---------|
| A  | 7 6 0 以上               | _____   |
| B  | 6 3 0 以上      7 5 9 以下 | _____   |
| C  | 6 2 9 以下               | _____   |

(塗装工事)

| 等級 | 最終数値                   | 完成工事高条件       |
|----|------------------------|---------------|
| A  | 7 4 0 以上               | 1, 0 0 0 万円以上 |
| B  | 6 6 0 以上      7 3 9 以下 | 5 0 0 万円以上    |
| C  | 6 5 9 以下               | 5 0 0 万円未満    |

(防水工事)

| 等級 | 最終数値                   | 完成工事高条件       |
|----|------------------------|---------------|
| A  | 7 4 0 以上               | 1, 0 0 0 万円以上 |
| B  | 6 8 0 以上      7 3 9 以下 | 5 0 0 万円以上    |
| C  | 6 7 9 以下               | 5 0 0 万円未満    |

(機械器具設置工事)

| 等級 | 最終数値                   | 完成工事高条件       |
|----|------------------------|---------------|
| A  | 7 0 0 以上               | 1, 0 0 0 万円以上 |
| B  | 6 5 0 以上      6 9 9 以下 | 5 0 0 万円以上    |
| C  | 6 4 9 以下               | 5 0 0 万円未満    |

(造園工事)

| 等級 | 最終数値                   | 完成工事高条件       |
|----|------------------------|---------------|
| A  | 7 6 0 以上               | 1, 0 0 0 万円以上 |
| B  | 6 4 0 以上      7 5 9 以下 | 5 0 0 万円以上    |
| C  | 6 3 9 以下               | 5 0 0 万円未満    |

(水道施設工事)

| 等級  | 最終数値                   | 完成工事高条件       |
|-----|------------------------|---------------|
| 特 A | 9 6 3 以上               | 8, 0 0 0 万円以上 |
| A   | 7 3 2 以上      9 6 2 以下 | 5, 0 0 0 万円以上 |
| B   | 5 0 6 以上      7 3 1 以下 | 2, 0 0 0 万円以上 |
| C   | 4 6 9 以上      5 0 5 以下 | 5 0 0 万円以上    |
| D   | 4 6 8 以下               | 5 0 0 万円未満    |

(解体工事)

| 等級 | 最終数値                   | 完成工事高条件       |
|----|------------------------|---------------|
| A  | 8 0 0 以上               | 1, 0 0 0 万円以上 |
| B  | 6 0 0 以上      7 9 9 以下 | 5 0 0 万円以上    |
| C  | 5 9 9 以下               | 5 0 0 万円未満    |

(その他)

| 等級 | 最終数値  | 完成工事高条件 |
|----|-------|---------|
| *  | _____ | _____   |

注1 土木一式工事の格付けについては、徳島市内の業者数を最終数値の高い順に特A…上位30社、A…特Aの次位40社、B…Aの次位80社、C…Bの次位160社、D…それ以外とし、それぞれの等級の最下位順位業者に対応する最終数値を表にした。なお、ある等級の最下位業者が複数ある場合は、そのいずれの業者も当該等級に格付けするものとし、次位等級はその次の順位の業者から規定業者数を選定する。

注2 建築一式工事の格付け方法も土木一式工事と同様とするが、業者数については、最終数値の高い順に特A…上位30社、A…特Aの次位30社、B…Aの次位40社、C…それ以外とする。

注3 とび・土工・コンクリート工事及び水道施設工事の格付けについては、土木一式工事の格付けに係る最終数値に基づいて行うものとする。

注4 各業者の格付けについては、別表第1に定める最終数値のほか、格付けその他の基準（技術者条件及び完成工事高条件）による。

注5 審査要綱第5条第3項の規定による格付けについては、注1及び注2の規定にかかわらず、注1及び注2の規定を除いた基準により格付けるものとする。

別表第 2（第 5 条関係）

（土木一式工事）

| 等級  | 標準発注金額        |               |
|-----|---------------|---------------|
| 特 A | 8 0 0 万円以上    |               |
| A   | 8 0 0 万円以上    | 8, 0 0 0 万円未満 |
| B   | 4 0 0 万円以上    | 6, 0 0 0 万円未満 |
| C   | 2 0 0 万円以上    | 5, 0 0 0 万円未満 |
| D   | 1, 0 0 0 万円未満 |               |

（建築一式工事）

| 等級  | 標準発注金額        |                 |
|-----|---------------|-----------------|
| 特 A | 1, 0 0 0 万円以上 |                 |
| A   | 1, 0 0 0 万円以上 | 1 5, 0 0 0 万円未満 |
| B   | 5 0 0 万円以上    | 8, 0 0 0 万円未満   |
| C   | 5, 0 0 0 万円未満 |                 |

（とび・土工・コンクリート工事）

| 等級  | 標準発注金額        |  |
|-----|---------------|--|
| 特 A | —————         |  |
| A   | 8, 0 0 0 万円未満 |  |
| B   | 6, 0 0 0 万円未満 |  |
| C   | 3, 0 0 0 万円未満 |  |
| D   | 1, 0 0 0 万円未満 |  |

（電気工事）

| 等級 | 標準発注金額        |               |
|----|---------------|---------------|
| A  | 1, 0 0 0 万円以上 |               |
| B  | 1, 0 0 0 万円以上 | 3, 0 0 0 万円未満 |
| C  | 1, 0 0 0 万円未満 |               |

(管工事)

| 等級 | 標準発注金額                                           |
|----|--------------------------------------------------|
| A  | 1, 0 0 0 万円以上                                    |
| B  | 1, 0 0 0 万円以上                      3, 0 0 0 万円未満 |
| C  | 1, 0 0 0 万円未満                                    |

(浄化槽設置工事)

| 等級 | 標準発注金額                                           |
|----|--------------------------------------------------|
| A  | 1, 0 0 0 万円以上                                    |
| B  | 1, 0 0 0 万円以上                      3, 0 0 0 万円未満 |
| C  | 1, 0 0 0 万円未満                                    |

(鋼構造物工事)

| 等級 | 標準発注金額        |
|----|---------------|
| A  | _____         |
| B  | 5, 0 0 0 万円未満 |
| C  | 1, 5 0 0 万円未満 |

(ほ装工事)

| 等級 | 標準発注金額                                        |
|----|-----------------------------------------------|
| A  | 1, 0 0 0 万円以上                                 |
| B  | 5 0 0 万円以上                      1, 0 0 0 万円未満 |
| C  | 5 0 0 万円未満                                    |

(しゅんせつ工事)

| 等級 | 標準発注金額        |
|----|---------------|
| A  | _____         |
| B  | 5, 0 0 0 万円未満 |
| C  | 1, 5 0 0 万円未満 |

(塗装工事)

| 等級 | 標準発注金額                   |
|----|--------------------------|
| A  | 1, 0 0 0 万円以上            |
| B  | 5 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満 |
| C  | 5 0 0 万円未満               |

(防水工事)

| 等級 | 標準発注金額                   |
|----|--------------------------|
| A  | 1, 0 0 0 万円以上            |
| B  | 5 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満 |
| C  | 5 0 0 万円未満               |

(機械器具設置工事)

| 等級 | 標準発注金額                   |
|----|--------------------------|
| A  | 1, 0 0 0 万円以上            |
| B  | 5 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満 |
| C  | 5 0 0 万円未満               |

(造園工事)

| 等級 | 標準発注金額                   |
|----|--------------------------|
| A  | 1, 0 0 0 万円以上            |
| B  | 5 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満 |
| C  | 5 0 0 万円未満               |

(水道施設工事)

| 等級  | 標準発注金額        |
|-----|---------------|
| 特 A | —             |
| A   | 8, 0 0 0 万円未満 |
| B   | 6, 0 0 0 万円未満 |
| C   | 3, 0 0 0 万円未満 |
| D   | 1, 0 0 0 万円未満 |

(解体工事)

| 等級 | 標準発注金額                 |
|----|------------------------|
| A  | 1, 0 0 0万円以上           |
| B  | 5 0 0万円以上 5, 0 0 0万円未満 |
| C  | 5 0 0万円未満              |

(その他工事)

| 等級 | 標準発注金額 |
|----|--------|
| *  | _____  |